



情報公開事務の手引

令和5年4月

埼玉県

目 次

第1編 情報公開制度について

1 情報公開制度とは	2
2 開示請求書の書き方	3
3 審査請求について（不開示などの決定に不服がある場合）	4
4 審査請求書の書き方	5

第2編 埼玉県情報公開条例の解釈と運用

条例名・目次等	8
---------	---

第1章 総則

第1条（目的）	15
第2条（定義）	17

第2章 情報公開の総合的な推進

第1節 情報公開の総合的な推進に関する県の責務

第3条	22
-----	----

第2節 情報の提供等

第4条（情報の公表）	23
第5条（政策形成への民意の反映等）	25
第6条（情報提供施策の拡充）	26

第3節 公文書の開示等

第7条（公文書の開示を請求できるもの）	27
第8条（開示請求の手続）	29
第9条（適正な請求及び使用）	33
第10条（公文書の開示義務）	37
第1号（個人に関する情報）	40
第1号の2（行政機関等匿名加工情報又は削除情報）	51
第2号（法人等に関する情報）	52
第3号（公共の安全等に関する情報）	55
第4号（審議、検討等に関する情報）	57
第5号（事務又は事業に関する情報）	60
第6号（任意提供情報）	64
第7号（法令秘等情報）	66
第11条（部分開示）	69
第12条（公益上の理由による裁量的開示）	73
第13条（公文書の存否に関する情報）	75
第14条（開示請求に対する決定等）	78
第15条（開示決定等の期限）	84
第16条（事案の移送）	91
第17条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）	94
第18条（開示の実施）	100
第19条（他の制度等との調整）	106
第20条（費用負担）	109
第21条（公文書の任意的な開示）	110

第4節 審査請求

第 22 条 (県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)	112
第 23 条 (審理員による審理手続に関する規定の適用除外)	113
第 24 条 (審査会への諮問)	118
第 25 条 (第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)	126
第 26 条 (審査会の調査権限)	129
第 27 条 (意見の陳述)	135
第 28 条 (意見書等の提出)	137
第 29 条 (委員による調査手続)	139
第 30 条 (提出資料の写しの送付等)	141
第 31 条 (調査審議手続の非公開)	147
第 32 条 (答申書の送付等)	148
第 33 条 (守秘義務)	149
第3章 雜則	
第 34 条 (公文書の管理)	150
第 35 条 (公文書の検索資料の作成等)	152
第 36 条 (実施状況の公表)	154
第 37 条 (出資法人の情報公開)	155
第 38 条 (指定管理者の情報公開)	157
第 39 条 (適用除外)	159
第 40 条 (委任)	160
第 41 条 (罰則)	161
第3編 埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準 (知事)	163

参考文献

- ・「詳解 情報公開法」 総務省行政管理局, 平成 13 年 2 月 (財務省印刷局)
- ・「情報公開事務処理の手引」 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室,
平成 28 年 4 月
- ・「逐条解説 行政不服審査法」 総務省行政管理局, 平成 27 年 4 月

※ 本手引中、「知事開示規則」とは、知事が行う公文書の開示等に関する規則（平成 13 年埼玉県規則第 38 号）を、「情報公開法」とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）をそれぞれ指す。